

議案第17号

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成24年3月2日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴い、関係条例の一部を改めるため必要があるからである。

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(北名古屋市行政組織条例の一部改正)

第1条 北名古屋市行政組織条例(平成18年北名古屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市民健康部の項第1号中「及び外国人登録」を「並びに外国人住民在留管理及び特別永住者」に改める。

(北名古屋市印鑑条例の一部改正)

第2条 北名古屋市印鑑条例(平成18年北名古屋市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次に掲げる者とする」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする」に改め、同項各号を削る。

第4条第4項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第2項第1号中「又は外国人登録原票に記録され、又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表わして」を「に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組合わせたもので表して」に改め、同項第2号中「以外の事項を表わして」を「又は通称以外の事項を表して」に改め、同項第5号中「表わし」を「表し」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第3号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第11条第1項第1号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第13条中「又は外国人登録法」を削る。

第14条第1項中「転出し、死亡し、又は氏名を変更したこと」を「転出したこと、死亡したこと、氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）こと又は外国人住民にあつては、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「転出又は死亡の場合」を「転出したこと、死亡したこと又は住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）」に改める。

（北名古屋市手数料条例の一部改正）

第3条 北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第3号中「戸籍、住民票又は外国人登録原票」を「戸籍又は住民票」に改める。

別表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から9項までを1項ずつ繰り上げる。

(北名古屋市在宅介護者支援金支給条例の一部改正)

第4条 北名古屋市在宅介護者支援金支給条例（平成18年北名古屋市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき外国人登録原票に登録されている者」を削り、「居住している者」を「居住しているもの」に改める。

第3条中「又は外国人登録法の規定に基づき外国人登録原票に登録されている者」を削り、「居住している者」を「居住しているもの」に改める。

(北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例の一部改正)

第5条 北名古屋市障害（児）者扶助料支給条例（平成18年北名古屋市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定に基づき、外国人登録原票に登録され」を削る。

(北名古屋市下水道条例の一部改正)

第6条 北名古屋市下水道条例（平成19年北名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項第2号並びに第11条第1項第1号及び第2項第1号中「又は登録原票記載事項証明書」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第1条第1号に定める施行の日（平成24年7月9日。以下「施行日」という。）から施行する。

(本市の外国人登録原票に登録されている者が受けた印鑑の登録の取扱い)

- 2 市長は、この条例の施行日の前日において、第2条の規定による改正前の北名古屋市印鑑条例（次項において「旧印鑑条例」という。）の規

定により印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において改正後の北名古屋市印鑑条例（次項において「新印鑑条例」という。）の規定により印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。この場合において、市長は、その旨を当該印鑑の登録を受けていた者に対して通知するものとする。

- 3 市長は、施行日の前日において旧印鑑条例の規定により印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお新印鑑条例の規定により印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について、住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該登録事項について印鑑登録原票を修正するものとする。